

## 「指定給水装置工事事業者制度」への指定の更新制の導入について

### 1. 背景

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化等に対応し、水道の基盤の強化を図るため、「水道法の一部を改正する法律」が、昨年12月に公布され、その改正内容のうち、「指定給水装置工事事業者制度」について、指定の更新制が導入されることとなりました。

#### 【指定給水装置工事事業者制度】

各水道事業者は、給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定することができ、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定しています。

### 2. 更新制の概要

指定給水装置工事事業者の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うことになるため、本市も指定の更新を行います。また、その指定手数料について、新たに条例で定めます。

### 3. 日程

「水道法の一部を改正する法律」の施行期日が、令和元年10月1日とされているため、令和元年6月定例会に条例議案を提出する予定です。